土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和８年11月10日認可した。

令和８年11月17日

香川県知事　池　田　豊　人

土地改良区名	土地改良事業名
坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上氏部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松の縁地区
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西原地区
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西梶西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三十六南地区
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白木池地区
丸亀市飯山町土地改良区	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（ほ場整備事業） 安川地区（区画整理）
〃	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（かんがい排水事業） 安川地区（暗渠排水）